

奈良県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、林堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	安川 登	葛城市林堂一八九
〃	吉岡 勝彦	〃 一九五―五
〃	安川 正光	〃 一九五―一
〃	西川 恵津子	〃 三五―二
〃	安川 盛久	〃 三七六
〃	倉本 裕紀	〃 二六三
監事	栗栖 均	〃 一九〇―二
〃	山本 悦子	〃 二六五―一

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	安川 登	葛城市林堂一八九
〃	木原 行雄	〃 三八一
〃	安川 正光	〃 一九五―一
〃	西川 恵津子	〃 三五―二
〃	西川 善裕	〃 一七―五
〃	西川 知晴	〃 三六―三
監事	山本 悦子	〃 二六五―一
〃	西川 勝行	〃 一八八―一